

沖縄県内市町村・沖縄県 不動産合同公売 公売広報誌

入札期間	令和7年10月15日(水) ～令和7年10月17日(金) 各日の午前10時から午後3時まで
入札場所	沖縄県南部合同庁舎3階 那覇県税事務所
開札日時	令和7年10月21日(火) 午前10時30分
開札の場所	沖縄県南部合同庁舎 3階 会議室

上部記載の発行日現在の内容であり、今後、追加や中止等があった場合は、随時更新・発行する予定です。

最新情報をホームページで随時発信しております。
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/zeikin/1003703/1021736.html> (検索エンジンで「沖縄県 不動産合同公売」と入力して検索することもできます)

詳しくは、以下の機関にお問い合わせください。



各公売財産に関するお問い合わせは、裏表紙記載の各執行機関までお願いします。

合同公売の運営上のお問い合わせは、以下の機関までお願いします。

沖縄県 名護県税事務所
納税班 公売担当
電話 (0980) 52-5138

沖縄県 コザ県税事務所
納税班 公売担当
電話 (098) 894-6503

沖縄県 那覇県税事務所
納税班 公売担当
電話 (098) 867-1387

目 次

公売の日時・場所	1
公売手続きの流れ	2
入札参加の心得	3
公売のしおり	4～9
公売保証金の振込についての注意事項	10

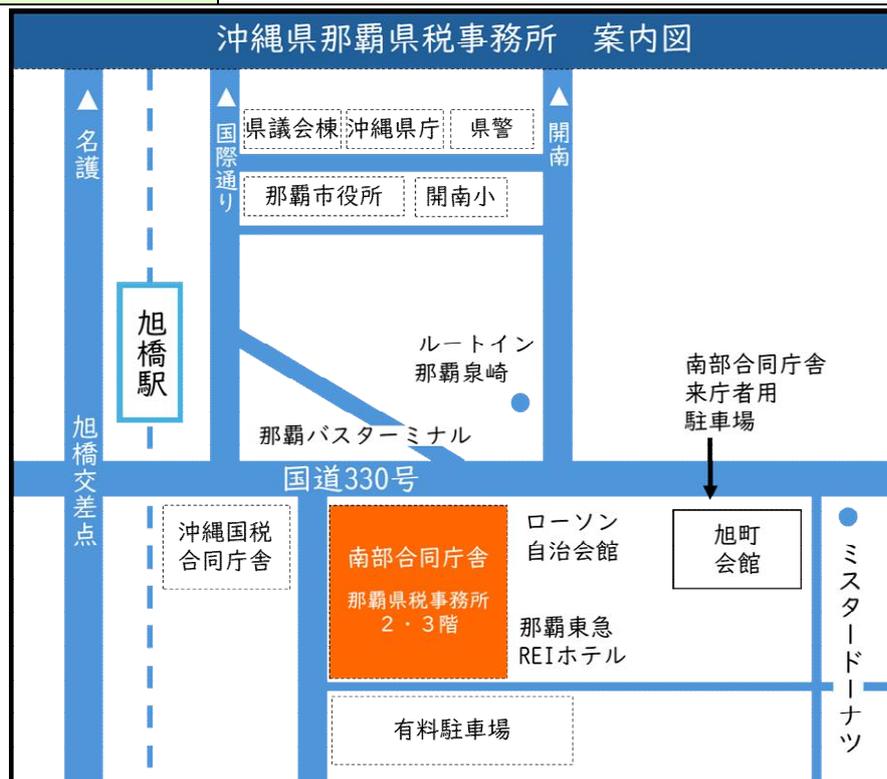
【様式の記入例など】

委任状	11
入札書	13
共同入札代表者の届出書	15
入札書（共同入札用）	17
公売保証金振込通知書兼払渡請求書	19
公売保証金の振込みについての注意事項	21
公売保証金の充当申出書	22
入札書等提出用封筒（内封筒及び外封筒）	24～27
公売財産一覧表	28

各公売財産の現況は、17ページの一覧表の右欄で表示するとおり)

公売の日時・場所

公売の方法	期間入札
入札開始日	令和7年10月15日(水) 午前10時00分
入札受付時間	午前10時00分 から 午後3時00分まで
入札締切日	令和7年10月17日(金) 午後3時00分
入札の場所(送付先)	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 南部合同庁舎 3階 那覇県税事務所 TEL 098-867-1387
開札の日時	令和7年10月21日(火) 午前10時30分
開札の場所	南部合同庁舎(那覇県税事務所) 3階会議室
売却決定の日時	令和7年11月11日(火) 午前10時00分
売却決定の場所	沖縄県那覇県税事務所又は各市町村役所(場) (各執行機関が公売公告で指定する場所)
買受代金の納付期限	令和7年11月11日(火) 午後2時00分



公売手続きの流れ

入札
参加

10月15日（水）～10月17日（金）
午前10:00 ～ 午後3:00
①公売保証金の納付
②入札書及び必要書類等の提出（郵送可）

※郵送の場合は、10月17日（金）午後3時必着

開札
期日

10月21日（火）午前10:30
○最高価申込者の決定
○次順位申込者の決定

売却
決定

11月11日（火）午前10:00

買受代金
納付期限

11月11日（火）午後2:00
①権利移転手続き
②必要書類等の提出

権 利 移 転

入札参加の心得

(各共通財産の留意事項)

- 1 公売は、現況有姿により行うものであるため、次の留意事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。
- 2 公売の条件や公売財産の概要については、各執行機関（県または市町村をいう。以下同じ）が各庁舎の掲示板に掲示する「公売公告」で確認してください。
- 3 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については、登記簿等を閲覧した上で入札してください。
 - (1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。現況と異なる場合は、現況を優先します。そのため、あらかじめその現況（物件の状態等）及び関係公簿等をご自身で確認の上、入札してください。
 - (2) 執行機関は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
 - (3) 執行機関は公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は不動産の占有者に対して明渡しを求める場合や、建物等の不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うこととなります。
 - (4) 公売財産にかかわる建ぺい率・容積率は、その地域の都市計画法上の一般的な率を記載しています。
 - (5) 土地の境界については隣地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
 - (6) 土壌汚染やアスベスト、シロアリ被害等の専門的な調査は行っていません。そのような調査が行われている場合は各財産の特記事項に調査の内容等の記載があります。
 - (7) 法令等の規定により入札等の手続が停止（換価制限）となる場合があります。
 - (8) 落札後の権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書等の郵送料等）は、買受人の負担となります。
- 4 本誌に掲載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をお問い合わせください。
- 5 その他、入札の手続き等の詳細については、「公売のしおり」をご覧ください。

公売のしおり

1 公売参加資格・公売財産買受けの制限

公売は、原則として定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。

ただし、次に該当する者は、公売への参加または公売財産の買受人になることができません。

- (1) 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売参加者の制限（国税徴収法第108条第1項、第5項）等、法令の規定により公売への参加・公売財産の買受けが制限される者。

国税徴収法第92条関係として、例えば滞納者や税務職員等は、公売財産を買い受けることができません。

同法第108条第1項関係として、公売への参加等を妨害した者、不正連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。

同条第5項関係として、最高価申込者等（最高価申込者及び次順位買受申込者をいう。以下同じ。）または自己の計算において最高価申込者等に入札をさせた者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員でなくなった日から5年を経過してない者（以下「暴力団員等」という。）と認められる場合は、これらの最高価申込者等は、公売財産を買い受けることはできません。

- (2) 公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者。

例えば、農地の買受を希望する際、公売公告及び本誌で買受適格証明書が必要とされる財産の場合は、その財産の所在する市町村の農業委員会等から買受適格証明書の交付を受けた者でなければ、公売に参加できません。

2 公売保証金の納付

入札をしようとする公売財産について、公売保証金の納付が必要な場合には入札書の提出（郵送）前に公売保証金を納付しなければならないため、必ず確認を行ってください。公売保証金の手続きが必要な場合は次のとおり手続きをしてください。（公売保証金の納付が不要の場合は、手続きは不要です。）

- (1) 公売保証金の金額を、指定した口座に振り込みとなります。
 - ・売却区分番号ごとに公売保証金を振り込んで下さい。

- ・詳細は公売保証金の振込みについての注意事項（10ページ）をご確認ください。
- ・口座番号等は、各公売物件の概要欄でご確認ください。

3 入札

(1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧した上で入札してください。なお、境界については隣接地所有者と協議してください。

(2) 入札期間は、令和7年10月15日（水）～令和7年10月17日（金）までの期間とします。なお、入札書の提出（郵送）先は沖縄県那覇県税事務所となりますので、お間違えのないようご注意ください。なお、入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となります。

※郵便により入札するときは、入札期間内に到達するように郵送の期間を見込んだ上で発送（期間内必着）してください

(3) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の太い枠で囲まれた部分の記載を行うとともに、振込みをした金融機関から交付された振込金受取書の原本又はコピーを公売保証金振込通知書兼払渡請求書の所定の位置に貼り付けてください。

(4) 売却決定された場合に、公売保証金を買受代金に充当する意思があれば、公売保証金振込通知書兼払渡請求書とともに、公売保証金の充当申出書を提出（郵送）してください。

(5) 入札に当たっては、売却区分ごとに①入札書、②公売保証金振込通知書兼払渡請求書、③公売保証金の充当申出書、④暴力団員等に該当しないこと等の陳述書の提出が必要です。必要書類等は各執行機関のホームページよりダウンロードするか、各執行機関納税担当課窓口にて準備しています。

なお、上記①～④以外に、入札者が法人の場合は商業・法人登記簿謄本、公売財産が農地等の場合は買受適格証明書、代理人が入札する場合は本人の委任状、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、共同入札代表者の届出書の提出も必要です。

(6) 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。

なお、入札書には、住民登録上の住所・氏名（法人の場合は商業登記上の所在地・商号）を記載してください。

(7) 同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出した場合は、その入札書はいずれも無効となります。また、一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更または取り消しすることはできません。

(8) 入札書は、入札書提出用封筒に入れてください。封筒には売却区分番号を記載してください。

なお、入札書提出用封筒（内封筒）に封入する入札書は、一売却区分のみです。複数の売却区分について入札される場合は、売却区分ごとの入札書提出用封筒が必要となります。

(9) 入札書を郵送にて提出する場合は、入札書提出用封筒よりサイズの大きい封筒に、入札書（提出用封筒に封入）及び必要書類等を同封して下さい。

郵送の方法については、配達記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留、特定記録）により：郵送してください。

4 開札日及び開札の方法

開札は、令和7年10月21日（火）午前10時30分に行います。

開札は、開札の場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者またはその代理人が開札の場所にいないとき、あるいは開札の立ち会いを希望しないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

5 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。

なお、公売財産が不動産等の場合には、最高価申込者の氏名その他の事項を公告します。

6 次順位買受申込者の決定

最高入札価額に次ぐ高い価額の入札者で国税徴収法第104条の2の規定に該当する者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

次順位買受申込者の決定は、最高価申込者の決定後、直ちに開札場所において行います。次順位による買受けの申込みを希望する場合は、入札書の希望の有無の欄の「希望します。」に丸囲いをお願いします。

(11又は14ページ記載欄を参照)

7 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行います。追加入札の入札期間等は各執行機関の公売公告で確認してください。なお追加入札の価額が同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

(1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

(2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、または追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は

公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

8 最高価申込者への通知

最高価申込者の決定後、最高価申込者へ「不動産等の最高価申込者決定通知書」を交付（郵送）します。

9 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された金融機関に振り込みにより返還します。ただし、次順位買受申込者が提供した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に同様の方法で振り込みにより返還します。

10 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。

次順位買受申込者に対して売却決定する場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額によって行います。

なお、最高価申込者等については、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時まで、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。

公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、執行機関が適格証明書（インボイス）を発行します。

適格証明書（インボイス）を交付できるのは、公売公告にその旨の記載がある場合のみとなります。

11 買受代金の納付

買受代金の納付は、令和7年11月11日（火）午前10時から同日午後2時までです。買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに買受代金（公売保証金の充当申出書を提出したものについては、買受代金から提供した公売保証金を差引いた金額）を公売保証金の納付と同様の方法（[4ページの2](#)を参照）で手続きをしてください。

12 買受代金納付の効果（権利移転・危険負担の移転の時期）

買受人は、買受代金の金額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない場合は、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

例えば、公売財産が農地等である場合、農業委員会等から権利移転の許可書または届出受理書が必要になります。

なお、買受代金納付後に生じた財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

13 権利移転の手続き

公売財産が不動産の場合は、買受人の請求に基づいて、各執行機関（県または市町村）の長が権利移転の手続きを行います。各執行機関（県または市町村）の長に、速やかに必要書類を提出してください。

なお、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない場合は、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

例えば、公売財産が農地等である場合、農業委員会等から権利移転の許可書または届出受理書が必要になります。

14 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、必要書類の郵送料等）は、買受人の負担となります。

15 財産の引渡しの方法

公売財産が不動産である場合、各執行機関（県または市町村）は、引渡しの義務を負いません。

16 売却決定等の取消

次に該当する場合は、売却決定等を取消します。

- (1) 買受代金の納付前に、公売の原因となった徴収金の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項又は第5項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用されたとき

17 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行停止（不服申し立てなど）があった場合は、最高価申込者、次順位買受申込者及び買受人は、その停止されている間、入札または買受を取り消すことができます。

18 公売保証金の県または市町村への帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売にかかる県税または市町村税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項に定める処分を受けた者が納付した公売保証金は、各執行機関（県または市町村）に帰属します。

19 罰則

国税徴収法第99条の2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定により陳述すべき事項について、虚偽の陳述をした場合には6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます（地方税法第71条、334条等）。

公売保証金の振込みについての注意事項

1 公売保証金の振込みは、期間入札に係る入札者でなければできませんので注意してください。

※公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。

2 公売保証金は、期間入札に係る入札期間の満了までに、各執行機関が指定した預金口座に入金済となる必要があります。この振込みに関しては、なるべく「電信」又は「至急扱」としてしてください。また、振込手数料は入札者の負担となります。なお、振込みは入札期間内、かつ、入札書の提出の前までをお願いいたします。

※振込みに当たっては、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」の「-」ハイフン以降を記載（下記参照）してください。また、複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を振込みしてください。

「売却区分番号：合7-那覇県1」で「入札者氏名：美原太郎」の場合

記載例

「那覇県1美原太郎」（ナハケン1ミハラタロウ）

※「合7-」又は「コウ7-」を記載しない。

※入札書の提出の前までに、各執行機関が指定した預金口座への入金を確認できない場合は、入札が無効となります。

3 適正な公売保証金振込通知書兼払渡請求書を提出した場合は、その書類に記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を振込みしたことの証明となります。公売保証金は、振込み後、その取消又は変更することはできませんので、注意してください。

※誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売財産に係る公売保証金を振り込んでください。その際は、沖縄県コザ県税事務所公売担当までご連絡ください。なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、開札期日後に返還いたします。

4 開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の公売保証金の払渡請求欄に記載された金融機関の口座に振込みにより返還します。

（注）公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の払渡請求」の欄の「氏名（名称）」、「振込先の金融機関名」及び「口座番号」の各欄を記載するとともに、「預貯金の種別」欄の該当事項を○で囲んでください。

5 公売保証金の振込先は、各公売物件の概要欄の下段に記載していますので、そちらで確認してください。

委 任 状

令和 年 月 日

長 殿

(委任者)

住所

氏名

電話

私は下記の者を代理人と定め、公売に係る次の権限を委任します。

記

(受任者)

住所

氏名

電話

委任事項

売却区分番号	合 7 -
--------	-------

- 1 上記公売財産の入札手続に関する権限
- 2 上記公売財産の公売保証金の納付の権限及び返還に係る受領の権限
- 3 上記公売財産の納付した公売保証金の充当に関する権限
- 4 上記公売財産の買受代金の納付に関する権限
- 5 上記 1 から 4 に附帯する一切の権限

※ 共同で入札を行う場合は、共同入札者全員からの提出が必要です。

委任状

令和 7 年 10 月 15 日

那覇県税事務所 長 殿

各執行機関の別に応じて記載してください。

委任者が個人の場合は、その氏名と住民票上の住所を記載してください。

法人が入札する場合で、代表権限を有しない社員が入札書を提出する場合は、その者に対する委任状を作成し、提出する必要があります。

商業登記簿上の名称と所在地、法人代表者の役職・氏名を記載してください。

(委任者)

住所

氏名

電話

と定め、公売に係る次の権限を委任します。

記

(受任者)

住所

氏名

電話

本人(委任者)に代わり、実際に来場する(入札する)代理人の住所・氏名を記載してください。

委任事項

売却区分番号

合 7 - 那覇県 1

- 1 上記公売財産の入札手続に関する権限
- 2 上記 **公売財産一覧表を参照の上、この番号に誤りがないように記載してください。**
- 3 上記公売財産の納付した公売保証金の充当に関する権限
- 4 上記公売財産の買受代金の納付に関する権限
- 5 上記 1 から 4 に附帯する一切の権限

※ 共同で入札を行う場合は、共同入札者全員からの提出が必要です。

売却決定決議書						最高価申込者等の決定決議書					
決 議						決 議					
令和 年 月 日						令和 年 月 日					
売却決定期日が到来したので売却決定したい。						本件入札者を最高価申込者・次順位買受申込者として決定する。					

入 札 書

売却区分番号	入 札 価 額										
合7-	億	千	百	十	万	千	百	十	円		

長 殿

買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
（希望するときは、左の□内にチェックを入れてください）

上記のとおり公売公告および入札心得了知の上、入札します。

また、最高価申込者として決定された場合は、指定の期日までに必ず買受代金を納付します。

令和 年 月 日

入 札 者	住所(所在地)	
	氏名(法人名)	
代 理 人	住所(所在地)	
	氏名(法人名)	

希望します。

次順位買受申込の条件に該当した場合は、次順位買受を

希望しません。

【注意事項】

- ・入札書は、入札を行う公売財産（売却区分番号）ごとに、それぞれ作成してください。
- ・字体は鮮明に、黒のボールペンで書いてください。
- ・入札価額はアラビア数字（1, 2, 3・・・）で明確に記入し、入札価額の前には「¥」を記入してください。
- ・公売保証金の金額を差し引くことなく、買受希望額をそのまま記入してください。
- ・公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- ・書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。
- ・入札者は、提出した入札書の引き換え、変更または取り消しすることができません。
- ・入札者が同一の公売財産に対して2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効となります。

売却決定決議書					最高価申込者等の決定決議書						
決	この部分は記載しないでください。				決	この部分は記載しないでください。					
議					議						
令和 年 月 日					令和 年 月 日						
売却決定期日が到来したので売却決定したい。					本件入札者を最高価申込者・次順位買受申込者として決定する。						
入札する売却区分番号を記載してください。			アラビア数字で明確に記入してください。入札価額の頭部に「¥」を記載してください。								
売却区分番号			入札価額								
合7- 那覇県1			億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	2	3	0	0	0	0	
那覇県税事務所長 殿					<input checked="" type="checkbox"/> 買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望（希望するときは、左の□内にチェックを入れてください）						
上記のとおり公売公告および入札心得了知の上、入札します。											
また、最高価申込者として決定された場合は、指定の期日までに必ず買受代金を納付します。											
各執行機関の別に応じて記載してください。					令和 7 年 10 月 15 日						
入札書を提出する年月日を記載してください。											
入 札 者	住所(所在地)	沖縄県沖縄市美原〇丁目〇番〇号									
	氏名(法人名)	美原 太郎									
代 理 人	住所(所在地)	代理人が入札する場合は、代理人の(個人の場合は住民票上の・法人の場合は商業登記簿上の)住所・氏名を記載してください。 また、併せて委任状の提出が必要となりますので、ご注意ください									
	氏名(法人名)										
<p style="text-align: center;">希望します。</p> <p>次順位買受申込の条件に該当した場合は、次順位買受を 希望しません。</p>											
【注意事項】											
<ul style="list-style-type: none"> 入札書は、入札を行う公売財産（売却区分番号）ごとに、それぞれ作成してください。 字体は鮮明に、黒のボールペンで書いてください。 入札価額はアラビア数字（1, 2, 3・・・）で明確に記入し、入札価額の前には「¥」を記入してください。 公売保証金の金額を差し引くことなく、買受希望額をそのまま記入してください。 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。 書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更または取り消しすることができません。 入札者が同一の公売財産に対して2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効となります。 											

共同入札代表者の届出書

令和 年 月 日

長 殿

令和7年10月15日から令和7年10月17日に _____ が執行機関の公売
(売却区分番号：(合7ー _____)の入札にあたり、共同入札者全員を代表して
入札手続きを行う者として、以下のとおり共同入札代表者を定めましたので届け出ます。

(共同入札代表者)

住(居)所 _____

氏名(名称) _____

共同入札者

住 所	氏名(名称)	持 分	電 話 番 号
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	

【注意事項】

- 1 複数名で共同入札する場合は、公売当日、必ずこの用紙を提出すること。
- 2 入札を行う売却区分ごとにそれぞれ作成し、記入に当たっては、ボールペンで鮮明に記載すること。
- 3 共同で入札するすべての者を連記し、事前に共同入札者間で協議・決定したそれぞれの持分を記載の上、全員の押印をすること。なお、持分の合計が1にならない場合は無効とする。
- 4 共同入札者の欄が不足するときは、別用紙を追加して糊付けし、境目に全員の割印をすること。

共同入札代表者の届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

那覇県税事務所 長 殿

各執行機関の別に応じてを記載してください。

各執行機関名を記入する。

令和7年10月15日から令和7年10月17日に那覇県税事務所が執行機関の公売（売却区分番号：（合7-那覇県1））の入札にあたり、共同入札者全員を代表して入札手続きを行う者として、以下のとおり共同入札代表者を定めましたので届け出ます。

公売財産一覧表を参照の上、この番号に誤りがないように記載してください。

（共同入札代表者）

住（居）所 沖縄市美原〇〇-〇

氏名（名称） 美原 太郎

共同入札者

住（居）所	氏名（名称）	持分	電話番号
沖縄市美原〇〇-〇	美原 太郎	1 / 4	***-****
沖縄市美里〇丁目〇-〇	美里 花子	1 / 4	***-****
沖縄市越来〇〇-〇	越来 次郎	1 / 4	***-****
沖縄市宮里〇丁目〇〇-〇	宮里 三四郎	1 / 4	***-****
		/	

共同入札者全員（代表者含む）の住（居）所・氏名（名称）を連記してください。

【事前に協議・決定した持分を記載してください。

1

2 全員の連絡先も記載してください。

2

3 共同で入札するすべての者を連記し、事前に共同入札者間で協議・決定したそれぞれの持分を記載の上、全員の押印をすること。なお、持分の合計が1にならない場合は無効とする。

4 共同入札者の欄が不足するときは、別用紙を追加して糊付けし、境目に全員の割印をすること。

売却決定決議書						最高価申込者等の決定決議書					
決 議						決 議					
令和 年 月 日						令和 年 月 日					
売却決定期日が到来したので売却決定したい。						本件入札者を 最高価申込者・次順位買受申込者 と して決定する。					

入 札 書
(共 同 入 札 用)

売却区分番号	入 札 価 額										
合7-	億	千	百	十	万	千	百	十	円		

長 殿

買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
(希望するときは、左の□内にチェックを入れてください)

上記のとおり公売公告および入札心得了知の上、入札します。
また、最高価申込者として決定された場合は、指定の期日までに必ず買受代金を納付します。

令和 年 月 日

	住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)	持 分	連 絡 先
共同 代表者 入札者			/	
共同 入札者			/	
共同 入札者			/	
共同 入札者			/	

代 理 人	住所 (所在)			
	氏名 (名称)			連絡先(電話番号) -----

※ 共同入札者が5名以上の場合は、記載ができない共同入札者全員を別紙に記載し、入札書に貼付してから提出してください。

希望します。
希望しません。

- 【注意事項】**
- ・入札書は、入札を行う公売財産（売却区分番号）ごとに、それぞれ作成してください。
 - ・字体は鮮明に、黒のボールペンで書いてください。
 - ・共同入札者は、共同で入札に参加されるすべての者を記入してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記入してください。
 - ・入札価額はアラビア数字（1, 2, 3・・・）で明確に記入し、入札価額の前には「¥」を記入してください。
 - ・公売保証金の金額を差し引くことなく、買受希望額をそのまま記入してください。
 - ・公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
 - ・書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。
 - ・入札者が同一の公売財産に対して2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効となります。
 - ・入札者が同一の公売財産に対して2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効となります。

売却決定決議書					最高価申込者等の決定決議書				
決					決				
議	この部分は記載しないでください。				議	この部分は記載しないでください。			
	令和	年	月	日		令和	年	月	日
売却決定期日が到来したので売却決定したい。					本件入札者を 最高価申込者・次順位買受申込者として決定する。				

入札する売却区分番号を記載してください。

アラビア数字で明確に記入してください。入札価額の頭部に「¥」を記載してください。

売却区分番号	入札価額								
合7- 那覇県1	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	0	0	0	0	

那覇県税事務所 長 殿

買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望（希望するときは、左の口内にチェックを入れてください）

上記のとおり公売公告および入札心得知の上、入札します。

各執行機関の別に応じて記載してください。 合は、指定の期日までに必ず買受代金を納付します。

入札書を提出する年月日を記載してください。 令和 7 年 10 月 15 日

	住所（所在地）	氏名（名称）	持分	連絡先
共同入札者	沖縄市美原〇〇-〇	美原 太郎	1/4	***-****
共同入札者	沖縄市美里〇丁目〇-〇	美原 次郎	1/4	***-****
共同入札者	沖縄市越来〇〇-〇	美原 三郎	1/4	***-****
共同入札者	沖縄市宮里〇丁目〇-〇	美原 四郎	1/4	***-****

住所（所在）
共同入札者全員の住（居）所・氏名（名称）・連絡先を記入してください。

代理人が入札する場合は、代理人の（個人の場合は住民票上の・法人の場合は商業登記簿上の）住所・氏名を記載してください。また、併せて委任状の提出が必要となりますので、ご注意ください

※ 共同入札者が5名以上の場合は、記載ができない共同入札者全員を別紙に記載し、入札書に貼付してから提出してください。

次順位買受申込の条件に該当した場合は、次順位買受を **希望します。**
希望しません。

- 【注意事項】
- 入札書は、入札を行う公売財産（売却区分番号）ごとに、それぞれ作成してください。
 - 字体は鮮明に、黒のボールペンで書いてください。
 - 共同入札者は、共同で入札に参加されるすべての者を記入してください。また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記入してください。
 - 入札価額はアラビア数字（1, 2, 3...）で明確に記入し、入札価額の前には「¥」を記入してください。
 - 公売保証金の金額を差し引くことなく、買受希望額をそのまま記入してください。
 - 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
 - 書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。
 - 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更または取り消しすることができません。
 - 入札者が同一の公売財産に対して2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効となります。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

令和 年 月 日

(注) 入札者又は買受申込者は、太枠内を必ず記載してください。

入札又は買受申込を行う 公売財産の売却区分番号	合7ー						
公売保証金振込者名 ※法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所又は所在地						
	連絡先 フリガナ						
	氏名又は名称 フリガナ						
	代表者名						
	フリガナ						
公売保証金払渡請求 ※入札者又は買受申込者本人の口座を記載してください。	公売保証金の返還事由が生じた場合は、この公売保証金を次の口座への払渡を請求します。						
	請求金額 (公売保証金) フリガナ	円					
	氏名(名称)						
	振込先の 金融機関	銀行・組合 金庫・農協・漁協	本店・本所 支店・支所				
	預貯金の種別	普通・当座・その他()					
	口座番号						

金融機関の証明書(振込金受取書)の貼付場所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本又はコピーを貼り付けて提出してください。
なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼付けてください。
また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違えのないようにお願いします。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 公売保証金通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
※公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 公売保証金は入札期間中又は入札書提出の前までに、指定の金融機関の口座に入金済みとされていなければなりません。なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
※指定の金融機関の口座への入金を確認できなければ、入札又は買受申込ができませんので、振込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は納付後、その取り消し又は変更ができませんので、ご注意ください。
※誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還します。
- 最高価申込者等にならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金払渡請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
公売保証金は入札又は買受け申込者に返還しますので、「公売保証金払渡請求」欄に記載する預貯金口座は、入札又は買受け申込者名義の口座を誤りのないよう記載してください。
- 公売保証金の振込先は、公売財産概要欄でご確認ください。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

令和7年10月15日

(注) 入札者又は買受申請 買受希望物件の売却区分番号を記載してください。

入札又は買受申請を行う 公売財産の売却区分番号	合7ー 那覇県1						
入札者又は買受申込者の住所・氏 名・連絡先を記載してください。	所在地	沖縄県沖縄市美原〇丁目〇番〇号					
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ミハラ タロウ					
※法人の場合は、その所 代表者名を記載してください。	氏名又は名称	美原 太郎					
公売保証金払渡請求	公売保証金の返還事由が生じた場合は、この公売保証金を次の口座 への払渡を請求します。						
	請求金額 (公売保証金)	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円					
	フリガナ 氏名	ミハラ タロウ 美原 太郎					
	銀行・組合 の 関係	〇〇〇〇 銀行・組合 〇〇〇〇 本店・本 所 金庫・農協・漁協 支店・支所					
	預貯金の種別	普通・当座・その他()					
口座番号	9	9	9	9	9	9	9

振込みを依頼した金融機関から交付を受けた
「振込金受取書」の原本又はコピーを貼り付けてください。

場所

那覇県1「振込金受取書」の原本又はコピー

- 公売保証金通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申請を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 公売保証金払渡請求書は、公売保証金払渡先として、那覇県1「振込金受取書」の原本又はコピーを貼り付けてください。
- 公売保証金は入札期間中又は入札書提出の前までに、指定の金融機関の口座に入金済みとされている必要があります。なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
※指定の金融機関の口座への入金を確認できなければ、入札又は買受申請ができませんので、振込みは、丸印を「受付」又は「入金扱い」としてください。
- この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等として納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は納付後、その取り消し又は変更ができませんので、ご注意ください。
※売却が中止の場合には、改めて買受申請を行う際の公売物件に係る公売保証金を別荘として提出し、なお、改めて振込みした公売保証金については、後日返還します。
- 最高値申込者等にならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金払渡請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
公売保証金は入札又は買受申請者に返還しますので、「公売保証金払渡請求」欄に記載する預貯金口座は、入札又は買受申請者名義の口座を誤りのないように記載してください。
- 公売保証金の振込先は、公売財産概要欄でご確認ください。

公売保証金の振込みについての注意事項

1 公売保証金の振込みは、期間入札に係る入札者でなければできませんので注意してください。

※公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。

2 公売保証金は、期間入札に係る入札期間の満了までに、各執行機関が指定した預金口座に入金済となる必要があります。この振込みに関しては、なるべく「電信」又は「至急扱」としてしてください。また、振込手数料は入札者の負担となります。なお、振込みは入札期間内に、かつ、入札書の提出の前までをお願いいたします。

※振込みに当たっては、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」の「-」ハイフン以降を記載（下記参照）してください。また、複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を振込みしてください。

「売却区分番号：合7-那覇県1」で「入札者氏名：美原太郎」の場合

記載例

「那覇県1美原太郎」（ナハケン1ミハラタロウ）

※「合7-」又は「コウ7-」を記載しない。

※入札書の提出の前までに、各執行機関が指定した預金口座への入金を確認できない場合は、入札が無効となります。

3 適正な公売保証金振込通知書兼払渡請求書を提出した場合は、その書類に記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を振込みしたことの証明となります。公売保証金は、振込み後、その取消又は変更することはできませんので、注意してください。

※誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売財産に係る公売保証金を振り込んでください。その際は、沖縄県コザ県税事務所公売担当までご連絡ください。なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、開札期日後に返還いたします。

4 開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の公売保証金の払渡請求欄に記載された金融機関の口座に振込みにより返還します。

（注）公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の払渡請求」の欄の「氏名（名称）」、「振込先の金融機関名」及び「口座番号」の各欄を記載するとともに、「預貯金の種別」欄の該当事項を○で囲んでください。

5 公売保証金の振込先は、各公売物件の概要欄の下段に記載していますので、そちらで確認してください。

令和 年 月 日

長 殿

公売保証金の充当申出書

請求者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	

令和7年10月15日から令和7年10月17までの入札期間において、下記売却区分番号に係る財産の公売保証金については、売却決定日に私（上記請求者）に対し売却決定が行われた場合、買受代金に充ててください。

入札又は買受申込を行う 公売財産の売却区分番号	合 7 ー
----------------------------	-------

令和 7 年 10 月 15 日

沖縄県那覇県税事務所 長 殿

執行機関の別に応じて記載してください。

公売保証金の充当申出書

請求者	住所 (所在地)	入札者の住所・氏名を記載してください。
	氏名 (名称)	

令和7年10月15日から令和7年10月17までの入札期間において、下記売却区分番号に係る財産の公売保証金については、売却決定日に私（上記請求者）に対し売却決定が行われた場合、買受代金に充ててください。

入札又は買受申込を行う 公売財産の売却区分番号	合 7 - 那覇県 1
----------------------------	-------------

【入札書提出用封筒(内封筒)】※この封筒には入札書のみを入れてください
売却区分番号を記入し、切り取り後、封筒の表面に貼り付けてください。
※封筒サイズは『長型4号』が適しています。

入札書提出用封筒受領証

沖縄県那覇県税事務所

売却区分番号
合7 -

收受印

折 り 線

收受印

【入札書提出用封筒】

売却区分番号
合7 -

開札日 令和7年10月21日

入 札 書 在 中

※ 開封厳禁 ※

注意事項

1. この封筒には入札書以外は入れないでください。

2. 公売保証金の納付が必要な場合、必ず公売保証金納付後に入札書を提出してください。

この部分の裏面は、
のり付けしないでください。

この部分の裏面をのり付けし、
適宜の封筒に貼り付けしてください。
なお、貼付した封筒は、必ず封をしたうえで、
提出してください。

【入札書提出用封筒(内封筒)】※この封筒には入札書のみを入れてください
 売却区分番号を記入し、切り取り後、封筒の表面に貼り付けてください。
 ※封筒サイズは『長型4号』が適しています。

入札書提出用封筒受領証

沖縄県那覇県税事務所

売却区分番号
合7 - 那覇県1

買受希望物件の売却区分番号を記載してください。

開札日 令和7年10月21日

收受印

折 り 線

收受印

買受希望物件の売却区分番号を記載してください。

【入札書提出用封筒】

売却区分番号
合7 - 那覇県1

開札日 令和7年10月21日

入 札 書 在 中

※ 開封厳禁 ※

注意事項

1. この封筒には入札書以外は入れないで下さい。
2. 公売保証金の納付が必要な場合、必ず公売保証金納付後に入札書を提出してください。

この部分の裏面は、
付けしないでください。

この部
なお、

出をのり付けし、適宜の封筒に貼り付けてください。
た封筒は、必ず封をしたうえで、提出してください。

公 売 財 産 一 覧 表

地域	執行機関	売却区分番号	見積価額 (公売保証金)	地目等	財産所在地	買受適格 証明	インボイス 請求書
				地積又は 床面積			
南部	沖縄県 那覇県税 事務所	合7-那覇県1	905,000 (91,000)	原野 182㎡	浦添市安波茶三丁目761番	不要	無
	沖縄県 那覇県税 事務所	合7-那覇県2	2,206,000 (221,000)	山林 444㎡	浦添市安波茶三丁目784番1	不要	無
			()				
			()				
			()				
			()				
			()				
			()				
			()				
			()				
			()				
			()				
			()				
			()				

各公売財産に関するお問い合わせは、以下の各機関までお願いします。

お問い合わせ先	電話番号	備考
那覇県税事務所 特別滞納整理班	098-867-1749	※合7-那覇県1 ※合7-那覇県2